

陸上貨物の荷主、配送先、元請事業者等の皆様

2トン以上のトラックに昇降設備の義務化！

陸運業における労働災害が高止まりしています。荷役作業場所を提供する荷主等におかれましては、以下の改正労働安全衛生規則を踏まえた対応をお願いします。

昇降設備の設置が義務付けられる貨物自動車の範囲の拡大 [令和5年10月1日施行]

- 最大積載量が「**2トン以上**」の貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、昇降設備を設置することが義務となります。
- 昇降設備には、貨物自動車に設置されている昇降用のステップのほか、踏み台等の可搬式のものも含まれます。**荷主等の皆様には、できるだけ荷台への可搬式の昇降設備等を用意していただくようお願いいたします。**
- なお、テールゲートリフターを中間位置で停止させてステップとして使用する場合は、そのテールゲートリフターが「昇降設備」となります。

可搬式の昇降設備の例



保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大 [令和5年10月1日施行]

- 次のいずれかに該当する貨物自動車で荷を積み卸す作業を行う時は、墜落時保護用の保護帽の着用が義務となります。
 - 最大積載量5トン以上（変更なし）
 - 最大積載量**2トン以上5トン未満**で、荷台の側面が開放できるもの（あおりのない荷台のあるもの、**平ボディ車**、**ウイング車**など）
 - 最大積載量**2トン以上5トン未満**で、**テールゲートリフターが設置**されているもの（テールゲートリフターで荷の積卸を行うときに限る。）



ウイング車



テールゲートリフター



平ボディ車

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化

[令和6年2月1日施行]

- **荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務が、特別教育の対象**となります。【学科4時間・実技2時間】
 - 貨物自動車に設置されたテールゲートリフターが対象です。
 - 荷を積み卸す作業を伴わない定期点検等の業務は対象外です。
- テールゲートリフターの稼働スイッチの操作だけでなく、荷のキャストストップ等々の操作、昇降板の開閉や格納など、テールゲートリフターを使用する業務も対象となります。
- 荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に乗せ、又は卸す作業を行う者も、できる限り特別教育を受けることが望ましいです。



詳しくは陸上貨物運送事業労働災害防止協会の特設ページをご覧ください。

<http://rikusai.or.jp/measures/niyakuboushi/#kisoku>

